

## 広報うつのみや広告掲載取扱業務仕様書

1 件名 広報うつのみや広告掲載取扱業務

2 目的

自主財源の確保を目的に、広報うつのみやの裏表紙広告枠に有料広告を掲載しているが、より安定した広告料を確保するため、広告代理店業者（以下「事業者」という。）に広報うつのみやの有料広告枠を売り渡し、買取った事業者が広報うつのみやの有料広告掲載に係る募集、選定及び広告作成等の業務を行うものである。

3 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。

（令和8年5月号～令和9年4月号）

4 業務内容 広報うつのみやに掲載する有料広告の募集、受け付け及び作成。

5 入稿場所 宇都宮市役所総合政策部広報広聴課

6 支払い計画

広告料金は、下の表のとおりの期日までに宇都宮市の発行する納入通知書または請求書により納入するものとする。

	金額	支払い期日
第1期	円（消費税及び地方消費税を含む）	令和 年 月 日まで
第2期	円（消費税及び地方消費税を含む）	令和 年 月 日まで
第3期	円（消費税及び地方消費税を含む）	令和 年 月 日まで
第4期	円（消費税及び地方消費税を含む）	令和 年 月 日まで

7 媒体の広告掲載等

（1）広告主の募集及び選定

事業者は、「宇都宮市広告事業実施要綱」及び「宇都宮市広告事業掲載基準」、「広報うつのみや広告掲載取扱要領」を遵守し、広告主を募集及び仮審査（正式な審査は宇都宮市が実施）を行い、申込受理に際して疑義のあるときは、宇都宮市の指示を受けて対応する。なお、広告主の募集は、履行期間開始日に先立ち、宇都宮市との契約が完了した日から行うものとする。

## (2) 広告の掲載申込み、審査

ア 事業者は、募集した広告主について、仮審査で適正と認めたときは、掲載希望月の前々月 20 日までに掲載広告及び審査に必要な書類等を宇都宮市に提出し、広告主についての審査を受けること。

### (必要な書類等)

- ・「広報うつのみや広告掲載（変更）申込書」（様式第 4 号）
- ・「租税公課納付状況調査同意書」（様式第 6 号）
- ・広告を希望する原稿
- ・広告主の概要

イ 広告掲載の可否については、「宇都宮市広告事業実施要綱」及び「宇都宮市広告事業掲載基準」に基づき審査を行う。また、必要に応じて「宇都宮市広告選定委員会」に諮る。

ウ 広告掲載の可否は、宇都宮市が事業者に「広報うつのみや広告掲載決定通知書」（様式第 5 号）で通知。

## (3) 広告の広報うつのみやへの掲載作業

広告の広報うつのみやの掲載作業は、宇都宮市が行うものとする。

## (4) 広告の規格等

### ア 掲載月

広報うつのみや広告掲載取扱要領に基づき、掲載単位は 1 枠 1 号単位とする。なお、以下の日程で広報うつのみやを発行する。

発行月	発行日
5月号	令和 8 年 5 月 1 日（金）
6月号	令和 8 年 6 月 1 日（月）
7月号	令和 8 年 7 月 1 日（水）
8月号	令和 8 年 7 月 31 日（金）
9月号	令和 8 年 9 月 1 日（火）
10月号	令和 8 年 10 月 1 日（木）
11月号	令和 8 年 10 月 30 日（金）
12月号	令和 8 年 12 月 1 日（火）
1月号	令和 9 年 1 月 3 日（日）
2月号	令和 9 年 2 月 1 日（月）
3月号	令和 9 年 3 月 1 日（月）
4月号	令和 9 年 4 月 1 日（木）

イ 広報うつのみや広告掲載場所等

広報うつのみやの裏表紙とし、枠数は1枠とする。

ウ 広報うつのみや広告の規格

・1枠は、縦270mm、横180mmの4色刷とする

・形式は、原則として、イラストレーター、フォトショップ等で作成した完全版化下データ（PDF）で提出するものとする。

(5) 広告作成費用

広告作成費用が発生する場合は、事業者または広告主が負担すること。

(6) 広告内容の変更

掲載を決定した広告の変更は、次の2つの場合がある。

ア 宇都宮市からの変更依頼

宇都宮市が変更を依頼した場合は、速やかに応じること。

イ 事業者からの変更申出

「広報うつのみや広告掲載取扱要領」第17条に基づき、変更を希望する日の15開庁日前までに（2）に準ずる方法で申し出、再度審査を受けること。

(7) 広告掲載を決定した広告の取下げ

広告主の都合により、掲載を決定した広告を取り下げようとするときは、事業者を通して宇都宮市へ申出書を提出すること。ただし、この場合宇都宮市は、事業者へ広告掲載料の還付は行わない。

8 広告料の納付方法

6の定める方法により、宇都宮市へ納付すること。

9 業務の再委託及び債権の譲渡等の禁止

事業者は、宇都宮市の承諾を得た場合を除き、業務の全部若しくは一部の履行（個人情報の処理を含む）を第三者に委託し、又はこの業務により生ずる債権を譲渡してはならない。

事業者は、前項の規定により宇都宮市の承諾を得て業務の一部（個人情報の処理を含む）を第三者に委託した場合でも、宇都宮市に対して再委託先の行為について全責任を負うものとする。

10 その他

本仕様書に定める事項及び本業務遂行上、不明な点については、速やかに宇都宮市に報告・協議をし、その指示に従うものとする。